

草津栗東行政事務組合指定金融機関の指定について

令和4年10月1日

草津栗東行政事務組合告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、草津栗東行政事務組合指定金融機関を次のとおり指定する。

1. 指定金融機関の名称および所在地

株式会社 滋賀銀行

大津市浜町1番38号

2. 事務取扱店舗の名称

(1) 収納および支払事務を総括する店舗

栗東支店

(2) 収納事務を取扱う店舗

本支店、出張所および代理店

(3) 支払事務を取扱う店舗

栗東支店

3. 指定年月日

令和4年10月1日

付 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。